

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年3月27日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

専 決 処 分 書



鶴巻温泉駅南口周辺県道立体横断施設整備工事（平成28年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

鶴巻温泉駅南口周辺県道立体横断施設の築造

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

743,040,000円

(2) 変更後の契約金額

769,517,280円

(3) 変更する額

26,477,280円の増額（3.56パーセント増）

3 契約の相手方

横浜市中区本町五丁目49番地

古河産機システムズ株式会社横浜営業所

所長 末 永 生 一

平成30年3月9日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

鶴巻温泉駅南口周辺県道立体横断施設整備工事（平成28年度継続費設定）において、近隣住民及び立体横断施設の利用者のプライバシー確保を図るため、目隠し効果のある高欄を設置すること等により、原契約金額を増額する。

報告第 6 号説明資料

1 工 事 名

鶴巻温泉駅南口周辺県道立体横断施設整備工事（平成 28 年度継続費設定）

2 工事場所

秦野市鶴巻南一丁目地内ほか

3 変更理由

近隣住民及び立体横断施設の利用者のプライバシー確保を図るとともに、ごみの投げ込み等、利用者の迷惑行為から近隣住民を未然に守るための目隠し効果のある高欄を追加し、及び駅舎に合わせて製作する桁の形状を変更するものです。

4 変更概要

(1) 工事内容

ア 目隠しパネル高欄の追加（延長 20 メートル）

イ パンチングメタル高欄の追加（延長 20 メートル）

ウ 桁の形状変更

(2) 工 期

ア 変更前

平成 28 年 10 月 5 日から平成 30 年 3 月 16 日まで

イ 変更後

平成 28 年 10 月 5 日から平成 30 年 3 月 26 日まで